

議案第 89 号

芽室町地域体育館設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町地域体育館設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 8 年 3 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町地域体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町地域体育館設置及び管理条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表雄馬別地域体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

雄馬別地域体育館の売却に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町地域体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 地域体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 地域体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
中伏古地域体育館	芽室町中伏古5線18番地	<u>雄馬別地域体育館</u>	<u>芽室町雄馬別13線25番地</u>
毛根地域体育館	芽室町毛根北5線9番地	中伏古地域体育館	芽室町中伏古5線18番地
祥栄地域体育館	芽室町祥栄西14線2番地	毛根地域体育館	芽室町毛根北5線9番地
<p><u>附 則</u> この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>		祥栄地域体育館	芽室町祥栄西14線2番地